

# 北空知衛生センター組合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成30年12月25日

組合条例第7号

改正 令和 5年 3月24日組合条例第3号

改正 令和 7年 3月24日組合条例第2号

## (趣旨)

第1条 この条例は、北空知衛生センター組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

（令5組合条例3・一部改正）

## (設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、北空知衛生センター組合に審査会を置く。

(1) 北空知衛生センター組合情報公開条例（平成30年北空知衛生センター組合条例第5号）第3条で準用する深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号。以下「情報公開条例」という。）第13条第3項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び北空知衛生センター組合議会個人情報保護条例（令和5年北空知衛生センター組合条例第2号）第2条で準用する深川市議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年深川市条例第9号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 北空知衛生センター組合個人情報保護法施行条例（令和5年北空知衛生センター組合条例第1号）第3条で準用する深川市個人情報保護法施行条例（令和5年深川市条例第2号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第9条及び市議会個人情報保護条例第46条第3項の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（令5組合条例3・一部改正）

## (組織)

第3条 審査会は、3人の委員で組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報保護に優れた識見を有する者のうちから、組合長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、2人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係機関の職員その関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き若しくは資料の提出を受け、又は調査することができる。

(審査請求に係る審査会の調査権限)

第7条 審査会は、第2条第1号及び第2号の事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、情報公開条例第13条第3項の規定により諮問した審査庁又は個人情報保護条例第25条第3項の規定により諮問した審査庁又は法第105条第3項において準用する同条第1項若しくは市議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により諮問した審査庁(以下この条においてこれらを「諮問庁」という。)に対し、諮問に係る公文書又は保有個人情報(以下「関係公文書等」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された関係公文書等の開示を求めることができない。

(令5組合条例3・一部改正)

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、関係公文書等の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の書面の写し(電磁的記録(電磁的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等

に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の書面の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴くものとする。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

（個人情報 の 適正 な 取 扱 い に 係 る 審 査 会 の 調 査 権 限）

第11条 審査会は、第2条第3号の事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、個人情報保護法施行条例第9条又は市議会個人情報保護条例第46条第3項の規定により審査会に諮問をした実施機関の職員その他関係人に対して、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（令5組合条例3・一部改正）

（会議の非公開）

第12条 審査会の会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第13条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（罰則）

第14条 前条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（令7組合条例2・一部改正）

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（令和7年3月24日組合条例第2号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。